

大規模災害（地震や風水害等）時に発生する災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うこと等を目的とした国分寺市災害廃棄物処理計画を策定

策定にあたり、パブリック・コメント(意見提出手続き)を実施し、1名から2件の意見をいただきました(1件は既に記載済み)。意見の概要とそれに対する市の考え方と本計画を公表します。

公表期間2月1日(火)～3月1日(火)

公表場所環境対策課(清掃センター内)、オープナー(市役所附属棟)、cocobunji市民サービスコーナー(cocobunji WEST5階)、国立駅前市民サービスコ

ーナー(国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内)、各公民館・地域センター、恋ヶ窪・光図書館、本多図書館駅前分館、福祉センター、市HP
※閉庁日・休館日にご注意ください。本計画は公表期間後も環境対策課・市HPでご覧いただけます

→環境対策課☎(042)300-5300

パブリック・コメントの意見反映状況(抜粋)

該当項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
初動期における市民への広報について	被災地では、被災の翌日から後かたづけが始まるため、「市民への広報」が発災後の初動期約1週間後、しかも「状況に応じて策定する」のはいかにも後手ではないか。	災害廃棄物の排出場所や排出方法などについては、市内の被災状況によって異なります。そのため、市内の道路状況や廃棄物処理施設、仮置場の被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量などを把握したうえで、「ごみ収集・集積計画」を策定し、災害廃棄物の収集運搬及び処理体制を確保したのち、約1週間を目途に「市民への広報」を実施します。また、今後は、災害廃棄物処理に関する情報について、平時より広報を継続的に実施していきます。	無
市民の役割について	市の回収作業を円滑に行うため、市が望む分別・地域集積所(近隣公園)等について、個人による持ち込み方法をあらかじめルール化し明示するなど、一定のルールを示して頂きたい。	ご提案いただきました事項につきましては、本計画の内容に基づき、発災直後の混乱が予想される初動期を中心に復旧・復興期まで対応すべき実務的な業務手順等について、今年度、「対応マニュアル」を作成いたします。内容については、対応マニュアルにおいて明記する予定です。	済

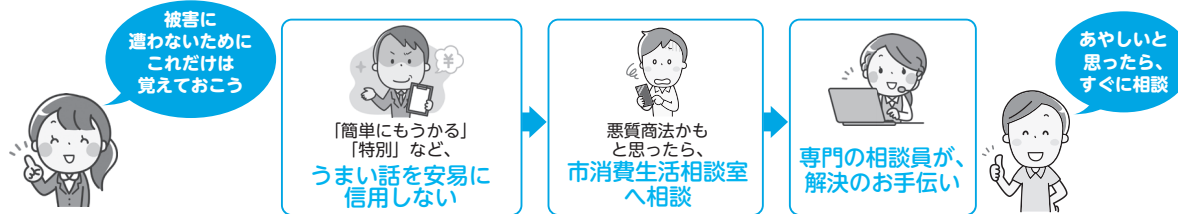
1月～3月 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

SNSで誘われて…もしかして悪質商法かも

SNSなどを悪用した巧妙な手口が増えています

手口① SNSで知り合った人に、「スキルアップになる」「将来成功できる」などとオンラインサロンの入会を勧められ、高額な契約をさせられる。

手口② 先輩から「簡単にもうかる」と投資のノウハウが入ったUSB教材の購入を勧められる。友人を誘えば紹介料も入ると言われ、学生ローンで借りて契約するが、全くもうからず、借金だけが残る。



市消費生活相談室(内224)

☐月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～正午・午後1時～3時30分
対原則、市内在住・在勤・在学・在活の方 ¥無料

土・日曜日、祝日は
消費者ホットライン☎188へ

→経済課(内396)

消費生活教育講座

エシカル消費講座

3月2日(水)午後6時～7時
オンライン(ZOOMアプリ)

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・地域・環境に配慮した消費行動のことで、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs」の12番目「つくる責任 つかう責任」と深く関係しています。日々の買い物を通して、持続可能な社会に向けた行動を考えてみませんか。

12 つくる責任 つかう責任



対市内在住・在勤・在学・在活の方
講 河原佑香さん((公財)消費者教育支援センター 研究員)

定30人

¥無料※通信料は自己負担

申2月24日(木)までに、市HP☐検索1027064に掲載する東京共同電子申請・届出サービスまたは電話で経済課へ※先着順

→経済課(内396)

消費者だより

消費生活相談室から

→経済課(内396)

「健康食品」は「医薬品」ではありません



アドバイス

- その健康食品は、「やせる効果がある」と明記してありましたか。効果や効能を標ぼうできるのは医薬品だけです。サプリメントを含む、いわゆる健康食品は法律上の定義は無く、メーカーの責任で製造されています。錠剤状やカプセル状になっているため、医薬品と混同される傾向があります。
- 国の基準に沿った機能表示ができる保健機能食品は、特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品の3種類だけですが、いずれも病気の治療には使えません。
- 健康食品に頼る前に、普段の食生活や生活習慣を見直すことから始めてみませんか。
- 医師の指示で医薬品を服用している人が健康食品を利用する場合は、事前に医師に相談する方が良いでしょう。

事例

コロナ太りが気になり、「たちまちスッキリ体型に変身」というキャッチコピーにひかれて、健康食品を注文したがちっとも痩せない。騙された。

- 製品の品質を保って健康食品を製造する基準として、GMPがあります。GMPが付いていても品質確保の目安であって、効果を保証しているものではありません。

注詳しくは、国立健康・栄養研究所HPをご覧ください

おかしいな、困ったなと思ったら消費生活相談室へ

消費生活相談室(内224)

☐月～金曜日(祝日を除く)

午前9時30分～正午・午後1時～3時30分

対原則市内在住・在勤・在学・在活の方 ¥無料

土・日曜日、祝日は消費者ホットライン☎188へ

パブコメ

消費生活

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。